

## 藤原鉦山およびその周辺次期原料山開発事業環境影響評価方法書に対する 三重県知事意見

### (総括的事項)

- 1 事業実施区域は、希少な動植物が生息・生育している藤原岳の豊かな自然環境の中にあるため、現時点で導入可能な最善の調査・予測手法を用いて環境影響評価を行い、最大限、回避及び低減に努めた内容の事業計画にすること。
- 2 環境影響評価を行う過程で、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、選定項目及び手法の見直しや追加調査を行うこと。
- 3 動植物の調査にあたっては、実施する直前に、地点、時期、期間等が適正であるかどうか、生息・生育特性をふまえた手法であるかどうか等を十分に確認し、個体数をできる限り定量的に把握すること。特に重要な動植物種については、動物の場合には餌となる動植物の状況を含む生息環境を、植物の場合には土壌特性を含む生育環境を詳細に把握し、調査範囲を必要に応じて拡大し、繁殖環境の保全を含む生息・生育環境が保全されているかどうかを明らかにするような予測評価を行うこと。  
また、調査の信頼性を確保するために、調査の状況を詳細に記録し、必要に応じて標本又は写真を保管すること。
- 4 環境保全措置を計画する際には、実行可能な措置であることがわかるように具体的に記載するとともに、その検討した経緯及び選択した環境保全措置の不確実性について明らかにすること。
- 5 環境保全措置として計画している石灰石採掘区域の緑化は、植物が極めて生育しにくい環境下にあるので、温室効果ガスの吸収及び景観等への効果は小さいものと推察されるため、緑化措置の効果及び確実性を含めた詳細な計画内容を明らかにするとともに、緑化措置を講じた採掘部分が、事業終了後に実行可能な範囲で保持できるかどうかについて検討すること。

### (個別的事項)

- 1 大気質  
微小粒子状物質による大気環境基準が追加されていることから、現地の測定調査を行うとともに、予測手法が確立された時点で予測評価を行うこと。  
  
自動車排出ガス規制を受けない重機や運搬車両から排出される一酸化炭素について影響評価を行わない理由を、環境影響評価準備書に詳細に記載すること。
- 2 騒音・振動・低周波音  
発破作業以外の事業活動について影響評価を行わない理由を、環境影響評価準備書に詳細に記載すること。

発破作業の環境影響評価を行う際には、予測手法、評価基準値の目的及び評価量を明らかにすること。

### 3 水質

河川の水質調査項目にカドミウムを追加し調査を行うこと。

### 4 地下水

事業実施区域周辺で、地域住民等に継続して親しまれているような井戸・湧水があるかどうかについて調査し、事業計画の内容から大きな影響を受ける可能性がある場合には、環境影響評価項目として選定すること。

### 5 地形及び地質

事業実施区域及びその周辺には石灰岩地帯があり、三重県にとって代表的なカルスト地形が存在していることから調査範囲を拡大して調査を行うこと。

事業実施区域は砂防指定地内にあり、周辺で土石流の発生があることから事業を実施するにあたり具体的な土砂災害対策を明らかにすること。

### 6 土壌

事業実施区域の周辺には、土壌汚染の原因となる物質が採掘される可能性がある鉱区が存在していることから、地質図及び鉱区設定等に係る資料の収集に努め、その調査結果及び事業計画の内容から土壌汚染が生じる可能性について検討し、必要に応じて環境影響評価項目として選定すること。

### 7 動物、植物、生態系

事業実施区域及びその周辺で、植物がシカの食害による影響を受けていることに留意して植物の調査を行うこと。

イヌワシ、クマタカ等の猛禽類の生息が確認されていることから、計画地及びその周辺に生息している種の営巣期の全行動圏を把握するための調査を行うとともに、必要に応じて、生息環境及び架巢環境の解析を行い、予測評価を行うこと。

草地等に石灰岩が露出している石灰岩地は特殊な環境であり、石灰岩地に依存している重要な動植物種の生息・生育環境について詳細な調査を行うこと。特に、カナマルマイマイは、藤原岳の石灰岩地域にのみ生息する三重県固有種であり、三重県指定希少野生動植物種に指定されていることに留意して影響評価を行うこと。

希少鱗翅目については、餌植物の分布及び量についても詳細に把握し、餌植物上の卵、幼虫、蛹の個体数について可能な限り定量的な調査を行うこと。

鈴鹿山地カモシカ保護地域が事業実施区域内に含まれていることから、糞塊法、区画法等によるカモシカの生息調査を行うとともに、好適環境を解析し、予測評価を行うこと。

希少コウモリ類の生息が事業実施区域周辺で確認されていることから、廃坑も含めて複数の箇所、複数季の調査を行うこと。

## 8 景観

「鳴谷の滝」、「多志田の滝」、「大滝」、「竜ヶ岳」、「釈迦ヶ岳」、「御在所岳」及び「石樽峠」からの眺望についても検討対象とし、影響が懸念される地点については、影響評価を行うこと。

治田鉱区内にある藤原岳登山道を付け替える計画がある場合には、登山道からの眺望に配慮した計画にするとともに、適切な地点で影響評価を行うこと。

景観の予測にあたっては、事業の進捗に応じた適切な予測時期を複数選定して行うこと。

## 9 温室効果ガス

採掘された石灰石をセメント原料として使用する計画になっていることから、石灰石の採掘からセメント製造に係る事業活動を対象に、セメント生産1トンあたりの温室効果ガスの排出量の予測評価を行うこと。

環境保全措置として計画されている採掘区域の緑化による温室効果ガスの吸収量を予測する際には、事業の進捗に応じた適切な予測時期を複数選定して行うこと。

排出量の評価は、我が国の中長期的な目標及び社団法人セメント協会の「セメント産業の環境保全に関する自主的行動計画」との整合に留意して行うこと。

## 10 その他

環境影響評価を行うにあたり、専門家から助言・指導を受ける場合には、専門家の意見について具体的に記載するとともに、当該専門家の専門分野及び聴き取りを行った経過を明らかにすること。

大規模な石灰洞が発見された場合には、現状保存等の措置の必要性について、関係行政機関等との協議を速やかに行うこと。